第４章 計画の基本方針

４－１ 緑の将来像

１ 緑の将来像

本市のシンボルである五条川は、桜並木をはじめ豊かな緑を有し様々な活動を通じて市民に親しまれており、本市の緑の骨格となっています。また、市街地に点在する社寺などの歴史的な風土は本市の特性を後世に伝える貴重な緑となっています。さらに市街地周辺の農地は生産基盤として、また景観や防災など様々な機能を有しています。このような本市固有の緑に加え、市街地内には都市公園やスポーツ広場、街路樹などの緑が整備されています。

今後は、このような自然や歴史的な緑の資源について、市街地や宅地、企業誘致などによる開発との整合を図りながら保全・活用するとともに、市街地内での公園不足地域への新規配置や地域ニーズに合わせた公園の改修などを行い、五条川を緑の骨格として各種の緑により、市域全体を水と緑でつないでいくことが重要です。また、市民と緑の関わりを市内全域で展開し、緑の保全・創出・育成に向けた多面的な施策を実現していきます。

よって、本市が目指す緑の将来像を、本市の緑の特性や関連計画との整合から『健康で明るい緑の文化都市』とし、「五条川を中心とした緑の回廊づくり」をサブテーマに位置づけ、市民みんなで力を合わせ、本市全体を水と緑でつないでいくことを目指します。

■関連計画のまちづくりテーマ

名　称	まちづくりテーマ
愛知県広域緑地計画	**豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり** **～緑の質を高め、多様な機能を活用～**
第５次岩倉市総合計画	〔将来都市像〕健康で明るい緑の文化都市 〔基本理念〕 マルチパートナーシップによる 誰もが居場所のある共生社会をめざす
岩倉市都市計画 マスタープラン	〔将来都市像〕健康で明るい緑の文化都市 〔都市づくりの理念〕 協働で育む 五条川の魅力とともに生きる 持続可能な都市づくり

緑 の 将 来 像

健 康 で 明 る い 緑 の 文 化 都 市

～ 五条川を中心とした緑の回廊づくり ～

4－2　基本方針

1　緑の保全　～固有の緑を守る～

基本方針

本市固有の緑である五条川、社寺林（保護樹、保護樹林）、農地などの残された緑を守ることにより、本市の緑の骨格形成と生物多様性の保全を図ります。

施策の方向

- 河川の保全
- 樹林・樹木の保全
- 農地の保全
- 生物多様性の保全

2　緑の創出　～公園緑地を整備・再生し、質を高める～

基本方針

都市公園等の新規配置と既存公園の再生を図り、維持管理や運営などを充実させるとともに、災害時の貴重なオープンスペースとして、防災機能の向上に努めます。

また、うるおいのある生活環境の形成のため、公民協力による緑化を推進し、緑の創出に努めます。

施策の方向

- 公園等の整備・再生・充実
- 公園等の防災機能向上
- 多様な主体による公園等の維持管理の充実
- 公共施設の緑化
- 民間施設の緑化

3　緑の回廊　～五条川を軸として水と緑をつなぐ～

基本方針

市域に点在する緑の拠点や軸となる緑（都市公園、自然生態園、五条川）を道路、ポケットパークなどの緑、公共施設や民有地の緑化により緑の質や連続性を高め、緑の回廊を形成します。

施策の方向

- 河川や道路の緑化
- 多自然調整池の推進
- まちの顔となるエリアの緑化
- 公共施設の緑化(再掲)
- 民間施設の緑化(再掲)

4　緑の育成・活用　～緑を育成・活用し、まちの魅力を高める～

基本方針

緑の普及啓発や緑の体制づくりなどを進め、市民・民間事業者との協働により、緑の育成を図ります。

また、五条川や自然生態園などの緑の多様な機能を活用し、緑の文化都市としての魅力を高めていきます。

施策の方向

- 市民協働による緑化
- 緑の普及啓発・情報発信
- 公民協働による緑の体制づくり

緑の将来像図

健康で明るい緑の文化都市　～五条川を中心とした緑の回廊づくり～

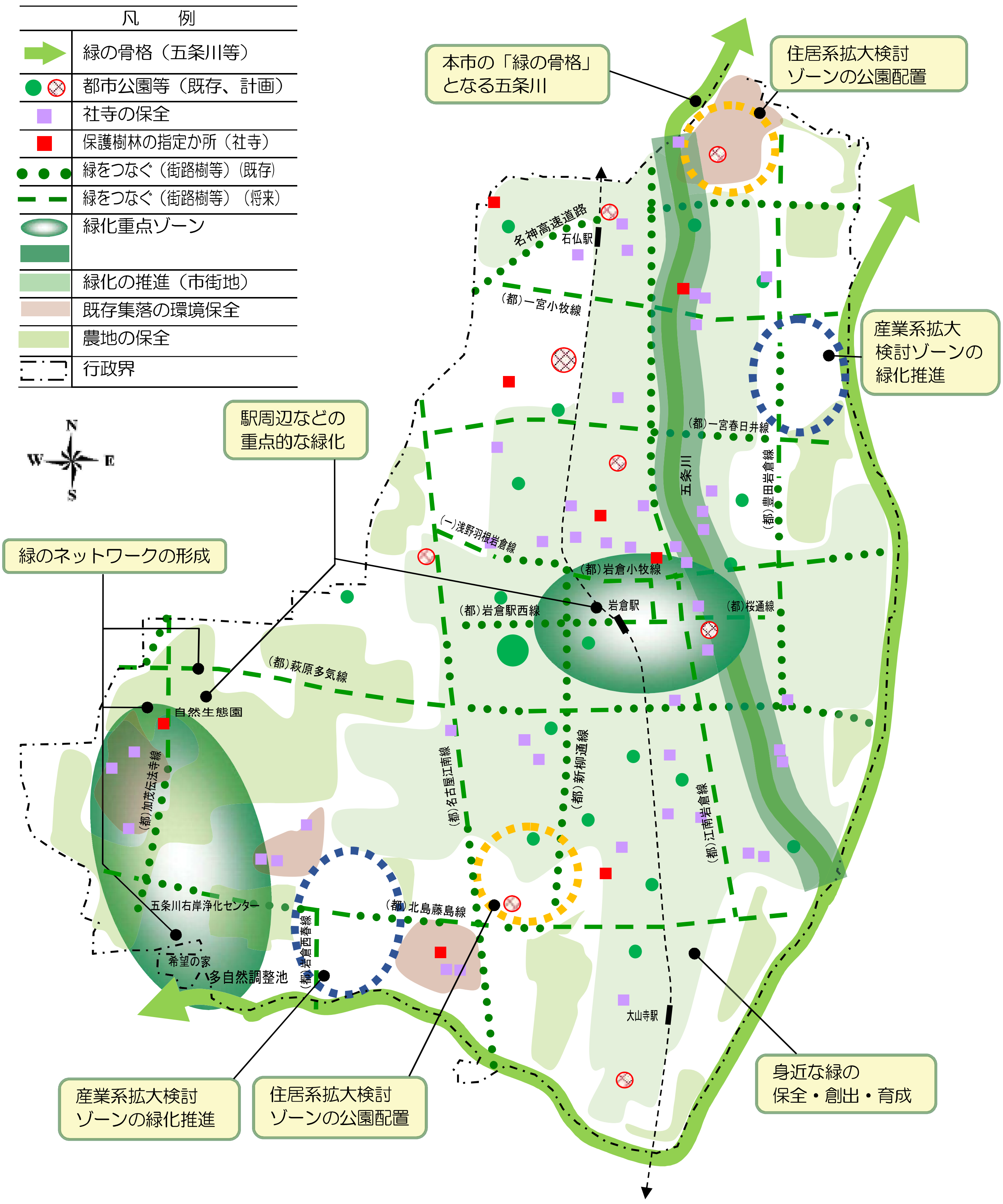

第５章 緑地の保全及び緑化の目標

５－１ 計画の枠組み

緑の基本計画の人口の見通し、市街地の人口及び規模は、第 5 次岩倉市総合計画をもとに、以下のように設定します。

■人口の見通し（都市計画区域）

年　　次	2015年（平成27年）	2030年（令和12年）
総人口(人)	47,562	48,500

資料：2015 年（平成 27 年）人口は国勢調査、将来人口は、第５次岩倉市総合計画での設定値

■市街地の人口及び規模

年　　次	2015年（平成27年）	2030年（令和12年）
市街化区域の人口（人）	43,229	44,167
市街化区域の規模（ha）	531	559

資料：将来増加人口は市街化区域内に居住するものとした。将来市街化区域の規模は第 5 次岩倉市総合計画の市街化区域率の 2030 年度（令和 12 年度）の値を使用し算出した。

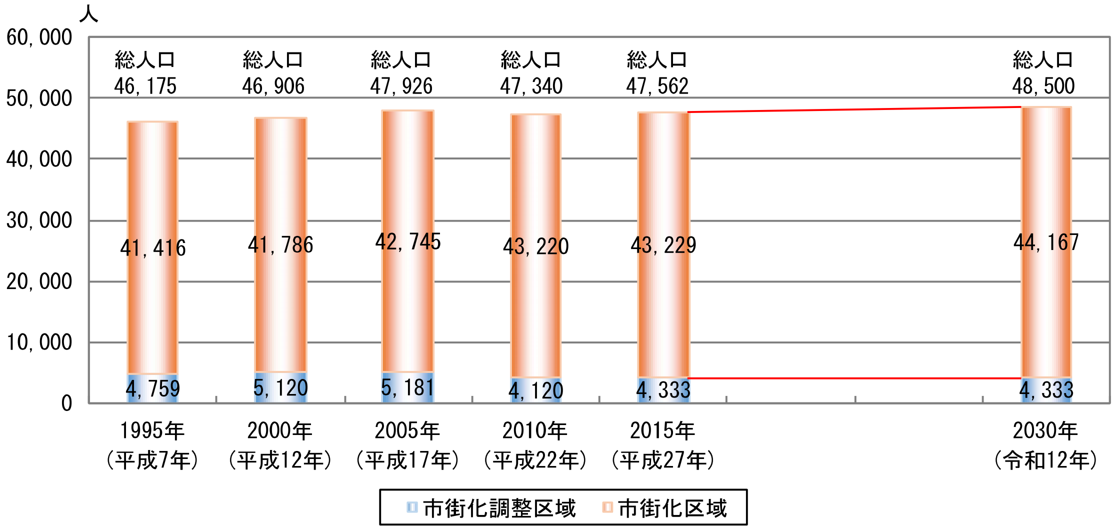

■市街化区域と市街化調整区域の人口

5－2 計画の目標水準

本市の緑の将来像を実現するための４つの基本方針の成果指標として本計画の数値目標を設定します。

緑の保全 のための目標

本市に残された貴重な緑を保全するため、「保護樹林の指定か所」、「保護樹の指定本数」、「五条川の桜の保全本数」の数値目標を設定します。

● 保護樹林の指定か所

保護樹林の指定制度により市内の民有樹林（500 ㎡以上）の保全を図っていきます。

現況値（R1） ９か所

目標値（R12） 9 か所

保護樹林（津島社）

● 保護樹の指定本数

保護樹は市内において計 84 本が指定されており、今後も指定、保全を図っていきます。

現況値（R1） 84 本

目標値（R12） 86 本

保護樹（神明生田神社）

● 五条川の桜の保全本数

緑の回廊の骨格である五条川の桜の本数の適正化（間隔、密度）を図っていきます。

現況値（R1） 1,369 本

目標値（R12） 1,200 本

五条川の桜並木

緑の創出 のための目標

身近な緑となる「一人当たり都市公園面積」、「都市公園等のか所数」、「維持管理を委託した公園数」の数値目標を設定します。

● 一人当たり都市公園面積

一人当たり都市公園面積は1.09㎡と低い状況にあることから、整備を推進し、増加を図っていきます。

現況値（R2）	1.09㎡/人（9.19㎡/人）
目標値（R12）	2.00㎡/人（10.50㎡/人）

※（ ）内は、都市公園と公共施設緑地を合計した一人当たりの面積です。

石仏公園の将来イメージ

● 都市公園等のか所数

都市公園等のか所数は現在の86か所に都市公園等 8 か所の増加を図っていきます。

現況値（R2）	86か所
目標値（R12）	94か所

※都市公園等のか所数は、都市公園と公共施設緑地の合計です。

岩倉市史跡公園

● 維持管理を委託した公園数

地域と協働で公園の除草作業などを行い、適正な公園の維持管理に努めます。

現況値（R2）	2か所
目標値（R12）	4か所

協働で維持管理をしている長瀬公園

緑の回廊 のための目標

緑の回廊を構成する「公共施設の緑化率」、「市内の緑化された道路延長」、「多自然調整池のか所数」の数値目標を設定します。

● 公共施設の緑化率

公共施設の緑化率は学校、供給処理施設、広場をあわせ現在18%ですが、さらに緑化を促進していきます。

現況値（R2）	18%
目標値（R12）	20 %

愛北クリーンセンター

● 市内の緑化された道路延長

市内の緑化された道路延長の増加を図っていきます。

現況値（R2）	12,880m
目標値（R12）	13,000m

※今後整備する都市計画道路について、歩道部に緑化が可能な区間

（都）北島藤島線の街路樹

● 多自然調整池のか所数

市内で新しく調整池を整備する際には多自然調整池の整備を図っていきます。

現況値（R2）	0 か所
目標値（R12）	3 か所

【参考】緑に包まれた多自然調整池

緑の育成・活用 のための目標

緑の育成・活用を図るため、「自然生態園の利用者数」、「アダプトプログラムの里親登録者数」、「緑のカーテンの公共施設等の設置数」の数値目標を設定します。

● 自然生態園の利用者数

自然生態園の利用者数の増加を図っていきます。

現況値（R1） 8,913 人

↓

目標値（R12） 10,000 人

自然生態園の様子

● アダプトプログラムの里親登録者数

都市緑化を推進するため、アダプトプログラム里親登録者数の増加を図っていきます。

現況値（R1） 2,304 人

↓

目標値（R12） 2,400 人

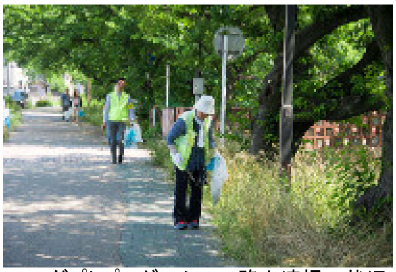

アダプトプログラムでの路上清掃の状況

● 緑のカーテンの公共施設等の設置数

緑のカーテンの公共施設等の設置数の増加を図っていきます。

現況値（R1） 30 か所

↓

目標値（R12） 45 か所

自然生態園の緑のカーテンの状況

《参考》都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準の算出根拠

① 都市公園の整備

○本市の一人当たり都市公園面積は 1.09 ㎡と少なく、都市公園の整備を推進することがきわめて重要といえます。

○概ね10 年後となる 2030 年度（令和 12 年度）の目標年度までに街区公園等の整備を推進し、一人当たりの都市公園面積を 2.00 ㎡とします。

○公共施設緑地を加えた一人当たりの都市公園等面積は 9.19 ㎡から 10.50 ㎡とします。

② 公共施設緑地の整備

○公共施設緑地は、多自然調整池の整備による面積の増加があるものの、一部の公共施設緑地の都市公園化により、面積の増加は大きく望めない状況です。そのため、現況の公共施設緑地の維持を図るものとします。

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準（目標年度 2030 年度（令和 12 年度））

区分		都市公園等			人口	一人当たり面積		
		都市公園	公共施設緑地	合計		都市公園	公共施設緑地	合計
市街化区域	現況	4.32ha	14.26ha	18.58ha	43,229 人	0.99 ㎡	3.30 ㎡	4.30 ㎡
	将来目標	5.55ha	14.03ha	19.58ha	44,167 人	1.26 ㎡ ≒1.30 ㎡	3.18 ㎡ ≒3.20 ㎡	4.43㎡ ≒4.50 ㎡
都市計画区域	現況	5.22ha	38.50ha	43.72ha	47,562 人	1.09 ㎡	8.09 ㎡	9.19 ㎡
	将来目標	9.62ha	40.98ha	50.60ha	48,500 人	1.98 ㎡ ≒2.00 ㎡	8.45 ㎡ ≒8.50 ㎡	10.43 ㎡ ≒10.50 ㎡

注）市街化区域の将来目標について

○都市公園は、4.32ha（現況）＋0.23ha（お祭り広場を都市公園として再整備）＋1.00ha（将来増加する都市公園（街区公園 0.25ha/か所×4 か所））
○公共施設緑地は、14.26ha（現況）－0.23ha（お祭り広場）

都市計画区域の将来目標について

○都市公園は、5.22ha（現況）＋2.67ha（石仏公園）＋0.23ha（お祭り広場を都市公園として再整備）＋1.50ha（将来増加する都市公園（街区公園 0.25ha/か所×6 か所））
○公共施設緑地は、38.50ha（現況）＋4.02ha（住居系拡大ゾーン等の多自然調整池の新規配置（多自然調整池 1.34ha/か所×3 か所））－1.31ha（石仏スポーツ広場）－0.23（お祭り広場）

第６章　緑地の保全・緑化の具体的な施策

緑の将来像（健康で明るい緑の文化都市）を実現するための施策体系を整理します。

■施策の体系

緑の将来像　健康で明るい緑の文化都市　五条川を中心とした緑の回廊づくり

	施策の方向	個別施策
緑の保全	河川の保全	（1）五条川などの保全
	樹林・樹木の保全	（2）社寺林の保全、保護樹・保護樹林の指定
	農地の保全	（3）農業振興地域内農用地の保全
		（4）生産緑地地区の保全
	生物多様性の保全	（5）生物多様性の保全
		（6）自然生態園の保全
緑の創出	公園等の整備・再生・充実	（7）住区基幹公園の整備
		（8）魅力ある公園等の整備・再生
	公園等の防災機能向上	（9）公園等の防災機能向上
	多様な主体による公園等の維持管理の充実	（10）公園等の維持・管理
	公共施設の緑化	（11）公共施設の緑化
	民間施設の緑化	（12）住宅・工場・駐車場などの緑化
緑の回廊	河川や道路の緑化	（13）五条川を軸とした緑の回廊の形成
		（14）五条川沿いの散策環境の整備・充実
		（15）自然と共生した水辺環境整備
		（16）生態系ネットワークの形成
		（17）道路の緑化
	多自然調整池の推進	（18）多自然調整池の推進
	まちの顔となるエリアの緑化	（19）岩倉駅周辺の緑化
	公共施設の緑化（再掲）	（11）公共施設の緑化（再掲）
	民間施設の緑化（再掲）	（12）住宅・工場・駐車場などの緑化（再掲）
緑の育成・活用	市民協働による緑化	（20）協働による緑化推進
	緑の普及啓発・情報発信	（21）緑の情報発信・交流の場づくり
		（22）緑の活動の支援
		（23）自然生態園などの活用、環境意識の高揚
		（24）遊休農地などの活用
	公民協働による緑の体制づくり	（25）緑の人材育成

６－１ 緑の保全

（1）河川の保全

《施策－１》五条川などの保全

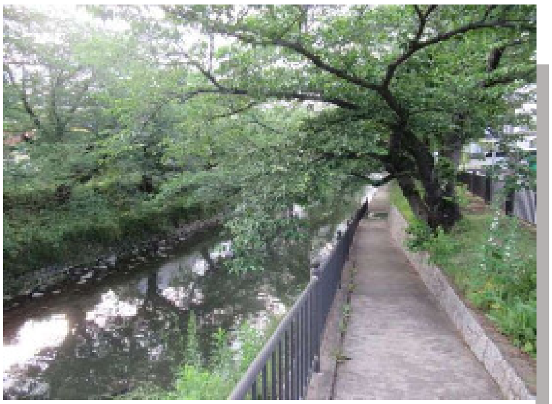
五条川

〇五条川は、野生動植物の生息域として、また桜並木の景観を構成するなど本市の「緑の骨格」であり、桜並木の保全や親水機能の向上により魅力づくりを進めます。

〇五条川などの自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を行うため、五条川自然再生整備等基本計画に基づく自然と共生した川づくりを推進します。

〇岩倉五条川桜並木保存会をはじめとした市民と市との協働により、桜の剪定や施肥だけでなく、過密状態の解消や後継木の育成など五条川桜並木の適正な保全・育成活動を計画的に進めます。

（2）樹林・樹木の保全

《施策－2》社寺林の保全、保護樹・保護樹林の指定

神明大一社

〇地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの身近な緑を守るため、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内などの樹木や樹林など民有地の緑の保全に努めます。

〇保護樹・保護樹林として指定している樹木や樹林には、老朽化した樹木もみられるため、樹木の剪定・治療・診断に対する補助金により、保全に努めます。

（3）農地の保全

《施策－3》農業振興地域内農用地の保全

○市街地周辺に広がる水田や畑などの農地は、洪水時の遊水機能を有しているほか、都市近郊の新鮮な野菜や米の「地域自給」の場となっていることから、農用地の保全に努めます。

農振農用地区域の水田

《施策－4》生産緑地地区の保全

○生産緑地地区は、2022 年（令和 4 年）の指定から 30 年が経過し、買取申出が可能となり、地区の減少が懸念されることから、良好な生活環境や生物の生息空間の確保を図るため、特定生産緑地の制度を活用し、今後も保全に努めます。また、災害時のオープンスペースとしての活用について検討を行います。

生産緑地地区

（4）生物多様性の保全

《施策－5》生物多様性の保全

○五条川などの水辺は、水と緑により野生動植物の生息域となっていることから、生物多様性の保全を図るため環境維持に努めます。

○生物多様性を保全するために、岩倉市環境基本計画との連携を図りながら、自然再生や生物の保護、水質の浄化、市民と協力した市内の生物調査などに取り組みます。

○本来の生態系を維持するため、市民とともに外来種の駆除活動に努めます。

五条川下流部で見られる水鳥

《施策－6》自然生態園の保全

○自然生態園は、市民が身近に自然にふれあえる貴重な環境を提供しており、保全を図るとともに、自然観察会などの活動を推進します。

○市民とともに生態園内の生物調査などを推進し、生態系保全に向けた周知を図ります。

自然生態園

自然生態園ワークハウス

緑の保全（河川、農用地、社寺林、生産緑地、市民農園）

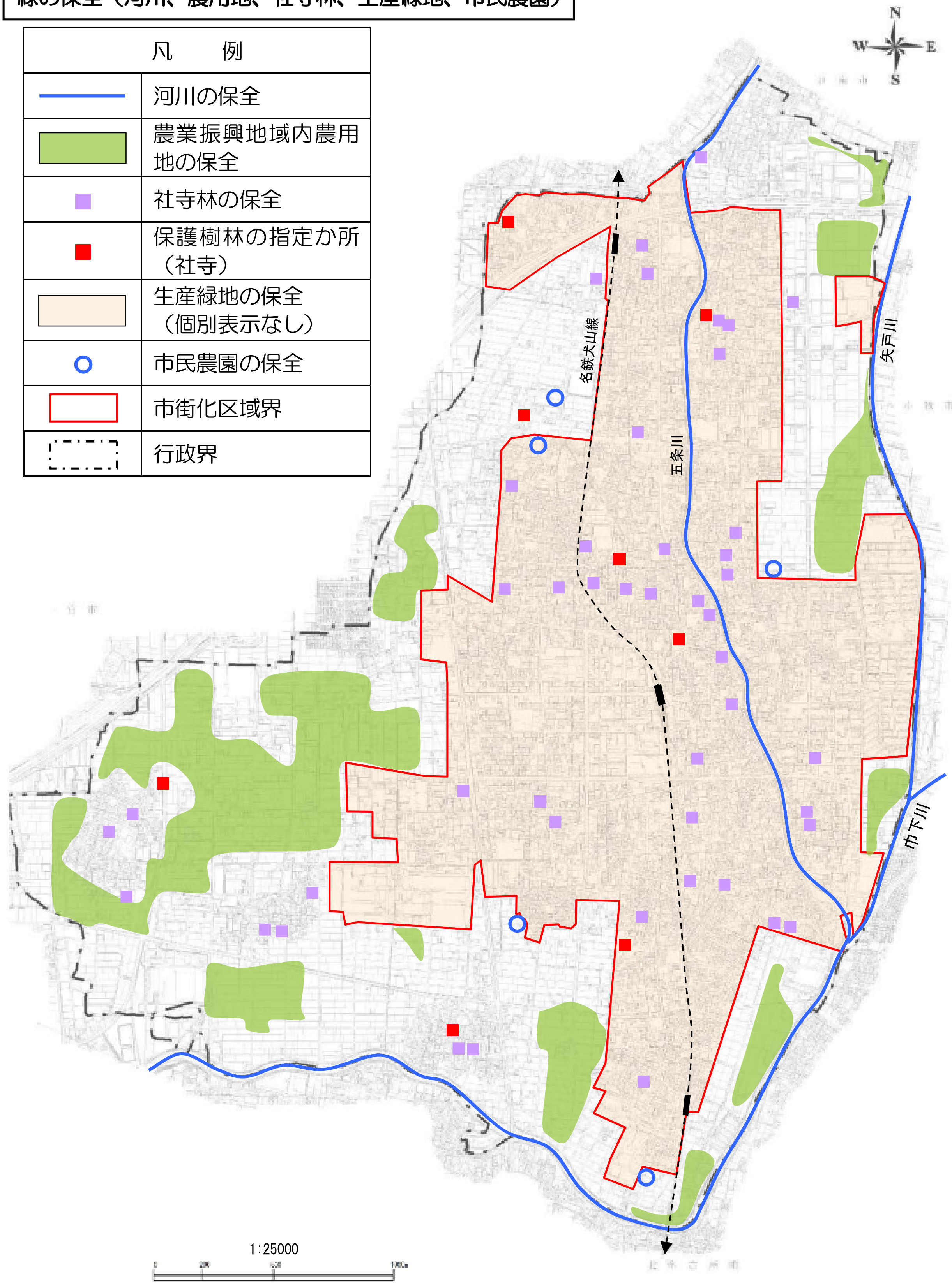

６－２ 緑の創出

（１）公園等の整備・再生・充実

《施策－7》住区基幹公園の整備

○公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。

○石仏スポーツ広場を都市公園の石仏公園として整備し、機能の充実を図ります。

○お祭り広場については、（仮称）にぎわい広場として整備し、機能の強化を図ります。

お祭り広場

近隣公園（中央公園）

《施策－8》魅力ある公園等の整備・再生

○公園等の整備・再生にあたっては、市民のニーズを反映させるため、市民や地区の意見を聞くなど、本市らしい魅力ある公園等となるよう努めます。

○公園や広場、児童遊園の遊具などについては、計画的な更新・修繕を進め、安全性の確保と長寿命化を図ります。

夢さくら公園のイメージ

○NPO 法人や民間事業者などの民間主体が土地所有者の協力を得て、低未利用地や空き地・空き家を公園的な空間に整備し、管理する市民緑地認定制度の導入を検討します。

都市公園の配置計画図

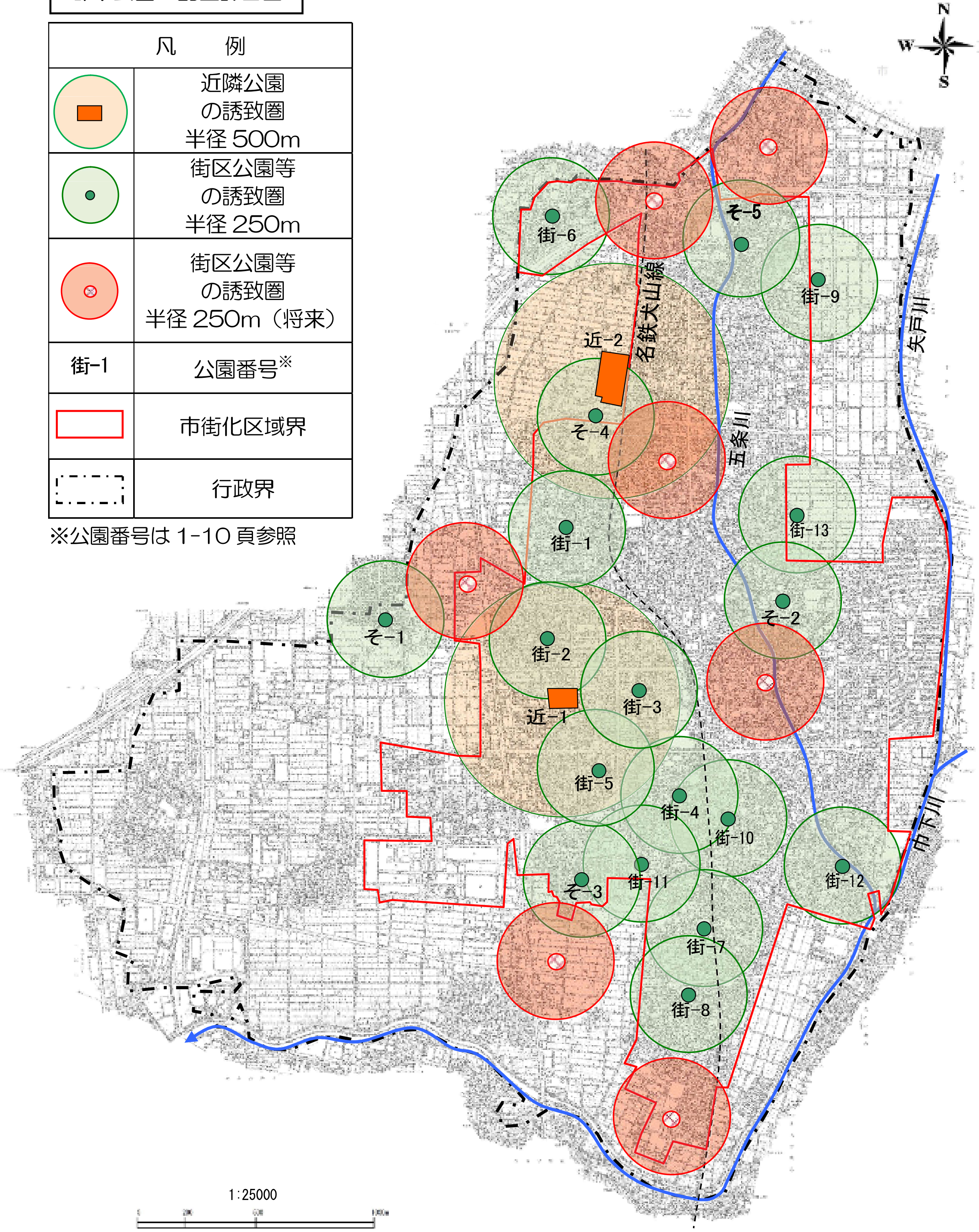
凡　例
近隣公園
の誘致圏
半径 500m
街区公園等
の誘致圏
半径 250m
街区公園等
の誘致圏
半径 250m（将来）
街-1
公園番号※
市街化区域界
行政界
※公園番号は 1-10 頁参照
N
S
W
E
近-1
近-2
街-1
街-2
街-3
街-4
街-5
街-6
街-7
街-8
街-9
街-10
街-11
街-12
街-13
そ-1
そ-2
そ-3
そ-4
そ-5
名鉄犬山線
五条川
矢戸川
巾下川
1:25000

（2）公園等の防災機能向上

《施策－9》公園等の防災機能向上

○公園等では、災害発生時の被害を最小限にするため、防災緑地を確保するほか、災害用資機材や備蓄倉庫など防災設備の整備・充実を図ります。

（3）多様な主体による公園等の維持管理の充実

《施策－10》公園等の維持・管理

○身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地域主体での公園活用と併せ、植栽や公園施設の維持・管理業務を地元の組織へ委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。

アダプトプログラムへの参加

○アダプトプログラムや花のあるまちづくり事業などを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃が行われる公園の拡充に努めます。

○公園等の魅力向上のため、NPO 法人や民間事業者など、公民連携による管理運営の仕組み（指定管理者制度など）の導入を検討します。

（4）公共施設の緑化

《施策－11》公共施設の緑化

○新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や壁面緑化などの緑化の推進に努めます。

市役所の緑化状況

（5）民間施設の緑化

《施策－12》住宅・工場・駐車場などの緑化

○うるおいとゆとりのある生活環境の維持・確保に向けて、緑を積極的に取り入れた住宅・工場・駐車場などの建設に関する啓発や情報の提供に努めます。

○民間施設における屋上緑化や壁面緑化などの緑化推進を図るため、緑化推進補助金の周知に努めます。

良好な住宅緑化

工場の緑化

【参考】駐車場緑化

６－３ 緑の回廊

（１）河川や道路の緑化

《施策－13》五条川を軸とした緑の回廊の形成

○豊かな自然環境を守り育てるため、五条川などの「水の資源」と、桜並木や街路樹など市街地に点在する「緑の資源」のネットワーク化を図ります。

五条川沿いの桜の緑

《施策－14》五条川沿いの散策環境の整備・充実

○四季を通して五条川沿いを散策できるよう、休憩所、案内サイン類などの管理の徹底と散策環境の整備・充実に努めます。

○五条川堤防道路などを活用して、楽しく健康的にウォーキングなどができる健幸ロードの整備・充実を進めます。

○観光ボランティアなどの協力を得ながら歴史資源や尾北自然歩道を活用し、散策コースやサイクリングコースなど観光コースの認定を図ります。

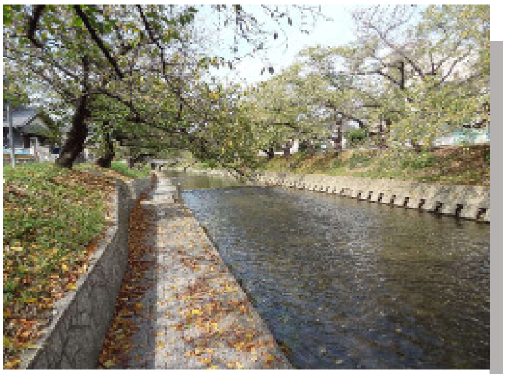

五条川沿いの尾北自然歩道

《施策－15》自然と共生した水辺環境整備

○多様な動植物とその生態系が良好に保全されるよう、緑や水辺環境及び動植物とふれあえる場の整備を図り、それらを活用することで緑や生物を大切にする意識の醸成に努めます。

自然石や植物などによる多自然川づくり

《施策－16》生態系ネットワークの形成

○自然環境の循環がうまく機能する水辺の創出により、昆虫や鳥、魚や植物など、お互いが共に生きるバランスを保つことのできる環境づくりを目指します。

○五条川・街路樹・農地・民有地の緑化やポケットパークなど緑の連続性を高め、生態系ネットワークの形成に努めます。

《施策－17》道路の緑化

○火災・震災などの防災対策として、幹線道路の計画的な整備や沿道のポケットパークの整備に努めます。

○より良い都市景観形成のため、道路緑化を推進し、適正な維持管理に努めます。

（都）加茂伝法寺線の緑化

（2）多自然調整池の推進

《施策－18》多自然調整池の推進

○開発に伴って整備される調整池では、植生が可能な多自然擁壁を使用するなど、緑の連続性を高め、緑化重点ゾーンとして五条川や自然生態園などの緑とともに緑のネットワーク化を推進します。

○多自然調整池の整備にあたっては、鳥や昆虫が集まる地域の在来種を植栽するなど、生物の生息空間に配慮した整備を推進します。

多自然調整池のイメージ※

○多自然調整池では、地域の住民や学校の児童生徒、市民団体などによる生物の観察会や昆虫の食草になる植物を植えるイベントなどを開催し、住民の生物多様性に対する意識の向上に努めます。

○地域住民などによるアダプトプログラムへの参加を推進し、清掃活動などにより多自然調整池周辺における生物の生息空間の維持・保全に努めます。

※小川　総一郎：多自然型調整池の設計手法に関する研究「パルタウン城西の杜の調整池」（土木技術者実践論文集 vol.1,3-14,2010.3）

緑の回廊配置計画図

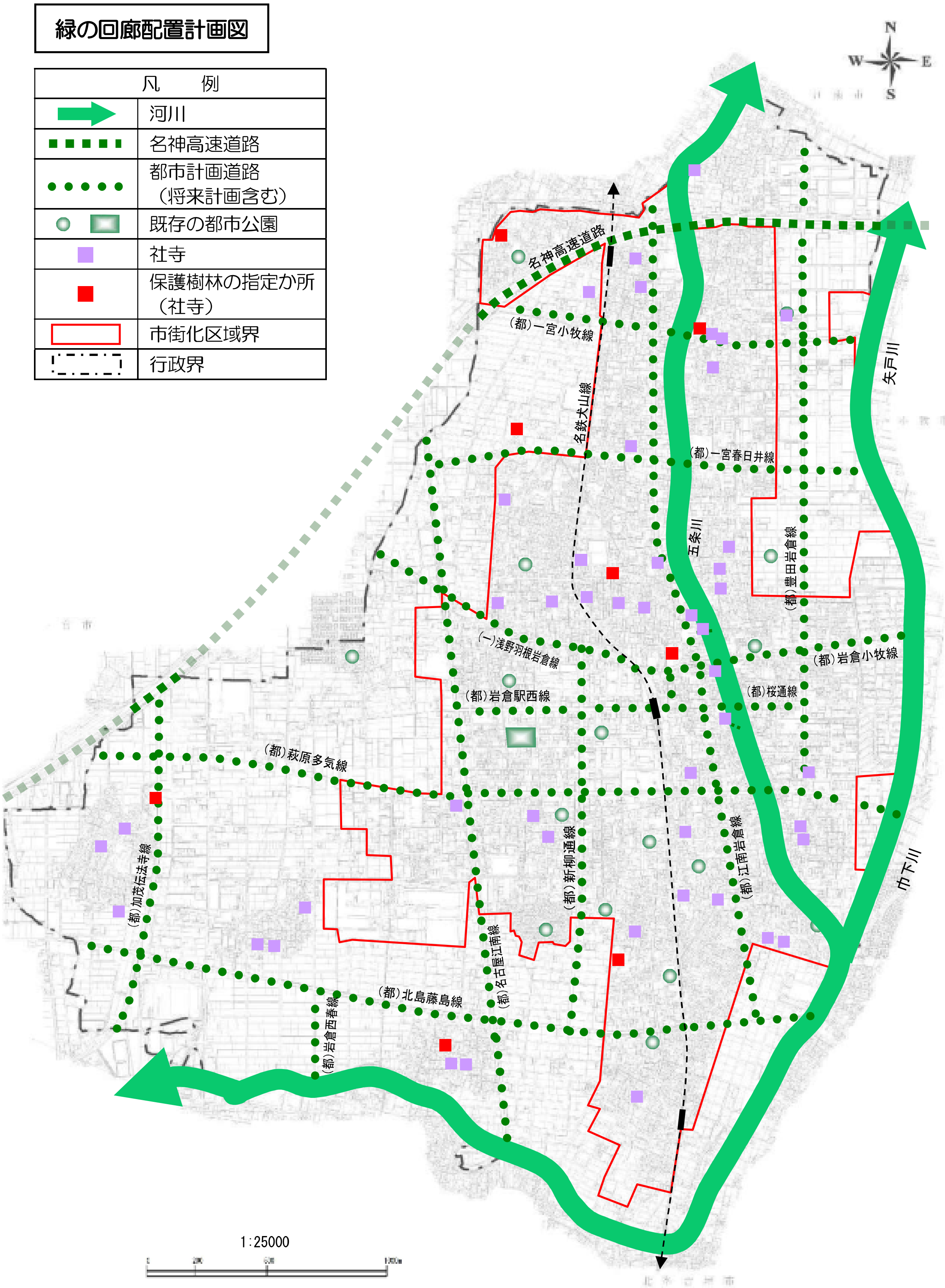
凡　例
河川
名神高速道路
都市計画道路（将来計画含む）
既存の都市公園
社寺
保護樹林の指定か所（社寺）
市街化区域界
行政界
N
W
E
S
名神高速道路
(都)一宮小牧線
名鉄犬山線
(都)一宮春日井線
五条川
(都)豊田岩倉線
矢戸川
(一)浅野羽根岩倉線
(都)岩倉駅西線
(都)岩倉小牧線
(都)桜通線
(都)萩原多気線
(都)新柳通線
(都)江南岩倉線
巾下川
(都)加茂伝法寺線
(都)名古屋江南線
(都)北島藤島線
(都)岩倉西春線
1:25000

（3）まちの顔となるエリアの緑化

《施策－19》岩倉駅周辺の緑化

○岩倉駅周辺は、本市の顔となる地区であり、緑化重点ゾーンとして、四季を感じられるような植物や在来種の植物を選定するなど、特色ある緑化や花のあるまちづくりを推進します。

岩倉駅東地区

（4）公共施設の緑化（再掲）

《施策－11》公共施設の緑化（再掲）

○新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や壁面緑化などの緑化の推進に努めます。

（5）民間施設の緑化（再掲）

《施策－12》住宅・工場・駐車場などの緑化（再掲）

○うるおいとゆとりのある生活環境の維持・確保に向けて、緑を積極的に取り入れた住宅・工場・駐車場などの建設に関する啓発や情報の提供に努めます。

○民間施設における屋上緑化や壁面緑化などの緑化推進を図るため、緑化推進補助金の周知に努めます。

6－4 緑の育成・活用

（1）市民協働による緑化

《施策－20》協働による緑化推進

○市民・民間事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民活動助成金や民間の助成制度などの周知を図り、市民などの取組を支援します。

○保育園・児童館・南部老人憩の家・さくらの家や住区基幹公園など、子どもから大人まで誰もが関わりやすい身近な場所で、地域の市民による花や緑づくり活動を推進します。

（2）緑の普及啓発・情報発信

《施策－21》緑の情報発信・交流の場づくり

○緑に係る市民活動への参加機会の拡大をめざし、市民団体やボランティア団体、NPO法人などの活動を紹介する場と団体相互が交流できる場の開催を検討します。

○市内で活動する緑に係るボランティア団体についての情報を提供するなど、市民の社会参加促進に努めます。

《施策－22》緑の活動の支援

○地域の花や緑づくりに関する活動に対して、市民活動支援センターと協力して、緑に関する専門的な知識・技能・経験をもった人材を活用し、講師やアドバイザーなどとして派遣するような体制づくりを検討します。

アダプトプログラム（岩倉駅）

○子どもから高齢者まであらゆる世代による地域社会での緑化、環境美化活動を推進するため、子ども会・婦人会・老人クラブ・自治会など、地域主体の既存組織を通じた「アダプトプログラム」などへの参加を呼びかけ、これら組織の自主的な活動の支援に努めます。

《施策－23》自然生態園などの活用、環境意識の高揚

○市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるよう、環境関連の市民団体と連携を図りながら、自然生態園や五条川などを活用した生物多様性に関する環境学習や環境イベントを開催し、環境保全意識の啓発に努めます。

自然生態園でのイベントの様子

○広報紙やホームページ、まちづくり講座、イベントなどの開催や緑化活動の紹介ブースの設置などを通じて、緑化活動に対する市民意識の啓発を行います。

《施策－24》遊休農地などの活用

○農地の活用と遊休農地の解消を図るため、農家や NPO 法人などによる市民農園開設の支援や農業体験プログラムの充実などにより、市民が農にふれる機会を拡大します。

（３）公民協働による緑の体制づくり

《施策－25》緑の人材育成

○花づくりや緑化活動、環境保全などに関するボランティア養成講座などを開催し、多様な人材の育成に取り組みます。

○企業が退職前の社員に行っている“退職後の生活講座”などの中で、本市の市民活動を紹介し、緑に係るまちづくり人材の獲得に努めます。

○青少年の豊かな人間性を育むため、イベント運営などに青少年ボランティアを募集するなど、青少年が緑に係る社会活動に参加できる機会の創出に努めるとともに、次世代を担う人材育成へとつなげます。